



山形県公報

平成18年4月1日(土)

号 外(23)

目 次

企業局関係 規 程

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程..... 1

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第9号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程(昭和53年4月県企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第51条第2項に次のただし書を加える。

ただし、支出負担行為の確認を受けるために必要な書類により当該証明等に係る事実が確認できる場合は、この限りでない。

第55条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

令第21条の5第1項第14号の規定により管理規程で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 下水道使用契約
- (2) 受信契約

第131条に次の2項を加える。

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織(契約担当者の使用に係る電子計算機と一般競争入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により、入札を行わせることができる。

3 電子情報処理組織を使用する方法により行う一般競争入札の入札(以下「電子入札」という。)は、県が指定する者が発行する電子証明書(以下「電子証明書」という。)を取得し、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。この場合において、電子入札に参加しようとする者は、落札にならない場合に還付されるべき入札保証金に係る当該還付に要する経費に相当する金額を別に納付しなければならない。

第132条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 電子入札において、有効な電子証明書を取得せずに契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録したとき。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成18年4月1日印刷
平成18年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056